

# 性犯罪に遭わないための 生命(いのち)の安全教育について

令和3年10月27日

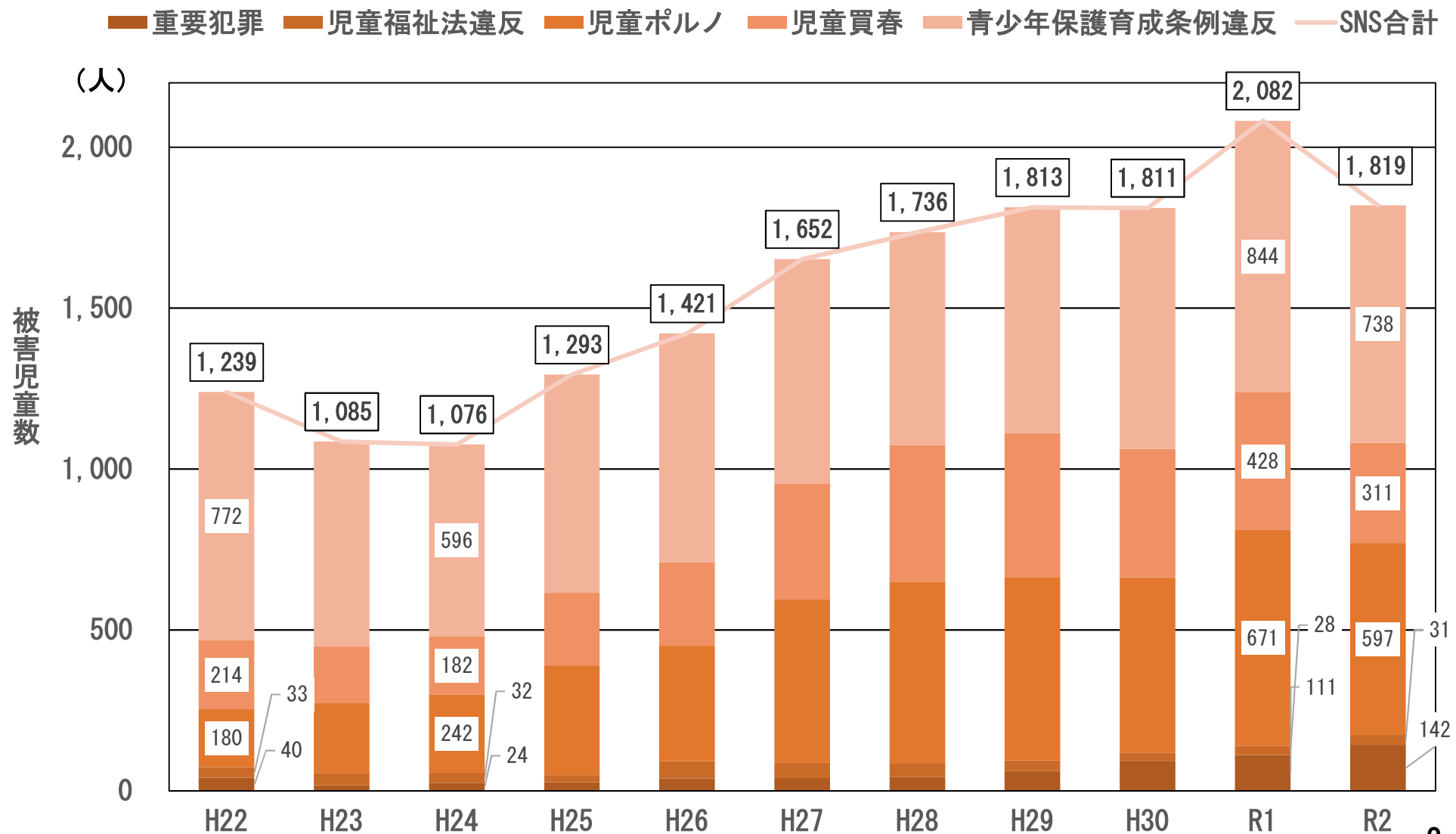


文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

# SNSにおける被害児童数



(出典) 令和2年における少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況

# 性犯罪・性暴力対策の強化の方針（概要）

（令和2年6月11日 性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定）

- 性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を踏みにじる行為であり、心身に長期にわたる深刻な影響を及ぼす。性犯罪・性暴力の根絶に向けた取組や被害者支援を強化していく必要。
- 性犯罪・性暴力の根絶を求める社会的気運の高まり。
- 性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者にさせないための取組が必要。また、子供の発達段階や被害者の多様性などに配慮したきめ細かな対応が必要。



## 性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」

[令和2年度から4年度までの3年間]

平成29年改正刑法附則に基づく事案の実態に即した対処を行うための施策の検討

性犯罪・性暴力の  
特性を踏まえた取組

はじめに

刑事法に関する検討とその結果を踏まえた適切な対処

性犯罪者に対する再犯防止施策の更なる充実

被害申告・相談をしやすい環境の整備

切れ目のない手厚い被害者支援の確立

教育・啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防

方針の確実な実行

## 性犯罪・性暴力対策の強化の方針（概要）

### 教育・啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防

- 子供を性暴力の当事者にしないための生命（いのち）の安全教育の推進。性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、学校教育がより大きな役割を果たしていくことが必要。
- 「生命（いのち）を大切にする」「加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」ことを教える教育をさらに推進。加えて、以下の取組を推進。
  - 幼児期・低学年 「水着で隠れる部分」は、他人に見せない、触らせない、もし触られたら大人に言う、他人に触らないことの指導
  - 高学年・中学校 SNS等で知り合った人に会うことなどの危険や被害に遭った場合の対応
  - 中学校・高校 いわゆる「デートDV」、性被害に遭った場合の相談先
  - 高校・大学 レイプドラッグ、酩酊状態に乗じた性的行為、セクハラ等の問題や相談窓口の周知
  - 障害のある児童生徒等について、個々の障害の特性や程度等を踏まえた適切な指導の実施
- 工夫した分かりやすい教材や年齢に応じた適切な啓発資料、手引書等を関係府省で早急に作成・改訂。地域の実情に応じた段階的な教育の現場への取り入れ。教職員を含む関係者への研修の実施。
- 学校等で相談を受ける体制の強化。相談を受けた場合の教職員の対応についての研修の充実。
- 大学等におけるセクハラや性暴力被害の相談窓口の整備や周知、担当者への研修の促進
- わいせつ行為を行った教員等の厳正な処分
  - 懲戒免職（原則）や遺漏のない告発の実施の徹底に関する教育委員会への指導
  - 教員免許状の管理等の在り方について、より厳しく見直すべく検討

# 生命(いのち)の安全教育教材・指導の手引きの作成について

「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に基づき、内閣府・文部科学省が連携し、有識者の意見も踏まえ、生命の安全教育のための教材及び指導の手引きを作成。これにより、性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための教育を推進。

## 1. 教材・指導の手引きの内容

- ・発達段階に応じた、「生命(いのち)を大切にする」「加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」ための教材等を作成
- ・具体的には、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切に考えることや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を、発達段階に応じて身に付けることをめざす。
- ・また、各段階に応じたねらいや展開、児童生徒から相談を受けた場合の対応のポイント、指導上の配慮事項、障害のある児童生徒への指導方法の工夫、保護者への対応等を示した指導の手引きを作成。

(主な教材の内容)



### 【幼児期】

- ・「水着で隠れる部分」は自分だけの大切なところ
- ・相手の大切なところを、見たり、触ったりしてはいけない
- ・いやな触られ方をした場合の対応 等



### 【高校】

- ・自分と相手を守る「距離感」について。
- ・性暴力とは何か（デートDV、SNSを通じた被害、セクハラの例示）
- ・二次被害について
- ・性暴力被害に遭った場合の対応 等



### 【小学校】

- ・「水着で隠れる部分」は自分だけの大切なところ
- ・相手の大切なところを、見たり、触ったりしてはいけない
- ・いやな触られ方をした場合の対応
- ・SNSを使うときに気を付けること（高学年） 等



### 【特別支援教育】

- ・小学校、中学校向けの教材を活用しつつ、障害の状態を踏まえ教材を工夫して実施。
- ・児童生徒の発達段階や障害の程度等に応じた個別指導を実施。



### 【中学校】

- ・自分と相手を守る「距離感」について。
- ・性暴力とは何か（デートDV、SNSを通じた被害の例示）
- ・性暴力被害に遭った場合の対応 等



### 【高校卒業前、大学、一般（啓発資料）】

- ・性暴力の例、実態
- ・身近な被害実態
- ・性暴力が起きないようにするためのポイント
- ・性暴力被害に遭った場合の対応・相談先 等



「生命の安全教育」の各段階の教材・指導の手引きは、以下のURL及び右記QRコードより閲覧・ダウンロードが可能です。子供の性犯罪被害防止に役立てていただけますと幸いです。

文部科学省ホームページ：「性犯罪・性暴力対策の強化について」

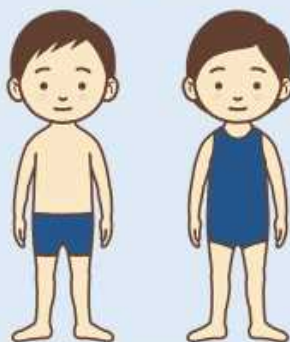
(URL) [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/danjo/anzen/index.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html)

QRコード



## 幼児向け教材例

みずぎでかくれるところは  
じぶんだけの  
だいじなところだからだよ



いろんなひとに  
みせるところ  
じゃないだね！

くち・かお もだいじだよ！

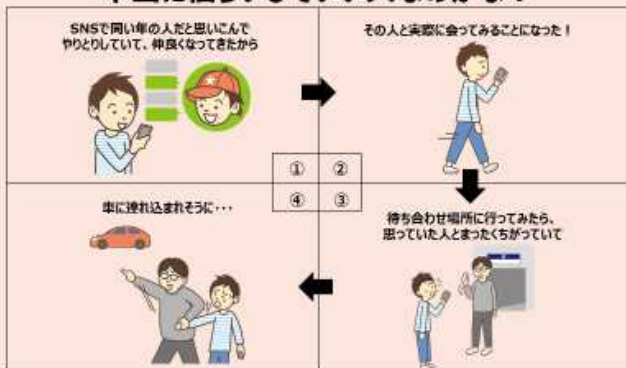


11

## 小学生向け教材例

### SNSを使うときに気をつけること

SNSでやりとりしている相手は  
本当に信らいい人なのかな？



12

## 中学生向け教材例

### 性暴力の例【SNS等を通じた被害】

インターネットやスマートフォンは、性暴力に巻き込まれてしまうきっかけになることもあります。加害者や被害者にならないためにはどうすればよいでしょうか。

- インターネット上で知り合った相手を簡単に信用しない。
- インターネット上で知り合った相手はもちろん、交際相手や友達であっても下着姿や裸の写真を撮ったり、撮らせたり、送ったり、送らせたりしない。
- 問題が起きたときは、一人で悩まず周囲の信頼できる大人や警察、相談窓口にご相談しましょう。



13

## 高校生向け教材例

### 性暴力が起きないようにするためには

性暴力の被害者と加害者を生まないためには、自分を大切に、相手も大切にして、相手とよりよい人間関係をつくっていくことがとても大切です。

よりよい人間関係をつくることは、性暴力を防ぐことにつながっていきます。

自分を  
大切にする

相手を  
大切にする

暴力を  
ゆるさない

SNS等を通じた被害を例にすると...

自分の下着姿や裸の写真を  
撮ったり、送ったりしない

相手の下着姿や裸の写真を  
送らせたり、SNSに投稿したりしない

誰かの性的な写真が送られてきたら、  
そのままにしないで  
信頼できる人に相談しましょう



13



## 現状・課題

- 子供たちが性犯罪被害に遭う機会が増加。さらに生命、身体、財産等を侵害する度体が高い重要犯罪が急増。
  - ・児童ポルノ事件の検挙件数は年々増加し、**平成30年は3,097件で過去最多**
  - ・SNSに起因する児童買春・児童ポルノ被害児童は令和元年度は**過去最多(H26:618件 → R1:1,099件)**
  - ・SNSに起因する重要犯罪のうち、強制性交等、略取誘拐、強制わいせつは5年前と比べおよそ3倍に増加**(H26:37件 → R1:110件)**
- 女性に対する暴力が生まれる背景に女性の人権を軽視する傾向があるとの指摘(国連、2018)。
  - ・社会全体における男女の地位の平等感について国民の7割が「男性が優遇」と回答。性別による固定的な役割分担意識が存在(内閣府世論調査、2019)。
  - ・2019年「ジェンダー・ギャップ指数」で日本は過去最低の順位(121位/153か国中)

現在及び将来にわたり子供たちの安全・安心を守るためには、性被害・加害を防ぐための年齢に応じた適切な教育・指導の充実を図るとともに、性被害・性暴力の背景にある性差別意識の解消を図ることが重要。

## 取組の必要性

- ◆「**性犯罪・性暴力対策の強化の方針**」  
(令和2年6月 性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議)  
【教育・啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防】  
(学校等における教育や啓発の内容の充実)  
…工夫した分かりやすい教材や年齢に応じた適切な啓発資料…等を、…関係府省において早急に作成・改訂するとともに、文部科学省から教育委員会や高等教育機関等に周知し、関係者の協力を得て、令和3年度から4年度にかけて、地域の実情に応じて段階的に教育の現場に取り入れられるようにする。…あわせて、子供たちの指導に役立つプログラムの開発・普及を通じ、性被害、性暴力の背景にある性差別意識の解消を図る。
- ◆「**骨太方針2020**」(令和2年7月18日閣議決定)  
「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に基づき、今後3年間を「集中強化期間」として、被害者支援の充実、加害者対策、**教育・啓発等を強化**する。
- ◆**すべての女性が輝く社会づくり本部における内閣総理大臣発言**  
(令和2年7月1日)  
性犯罪・性暴力対策については、今回の重点方針において、今後3年間で、集中的に強化することを盛り込みました。…また、**性暴力の加害者や被害者にならないための教育を強化していきます。**

## 事業概要(委託事業)

### I 学校における生命(いのち)の安全教育推進事業

若年層を対象とした性被害・加害を未然に防ぐため、関係省庁や民間団体の協力の下、新たに性被害の未然防止を目的とした予防啓発教材を活用したモデル事業を実施し、学校における実証を通じた指導方法の他、関係機関との連携を含めた指導の充実を図る取組等に関する指導モデルを開発し、教育機関へ普及・展開を図る。(幼・小・中・高・特支対象)

- 【令和3年度】教育機関における実証を通じた指導モデルの作成
- 【令和4年度】指導モデルを複数の他地域へ展開し、内容を改善
- 【令和5年度】全国の小中高の各学校において教育の開始

### II 学校と地域で育む男女共同参画促進事業

関係機関・団体の連携の下、小・中学生を対象に、男女の尊重や自分を大事にすることの理解、固定的な性別役割分担意識解消の理解を深める教育プログラムを開発するとともに、保護者向け啓発資料を作成し、性差に関する偏見や性被害、性暴力の背景にある性差別意識の解消を図る。

(小・中学生対象)

- 【令和3年度】児童生徒を対象とした指導教材と保護者向け啓発資料の作成
- 【令和4年度】指導教材の実証を通じて改善を図る
- 【令和5年度】全国の小中学校への普及・展開を図る

# 生命（いのち）の安全教育推進事業

(旧事業名：子供を性犯罪等の当事者にしないための安全教育推進事業)

令和4年度要求額  
(前年度予算額)

49百万円  
33百万円



## 課題・背景

【委託事業 令和3年度事業開始】

性暴力は、被害者の尊厳を踏みにじり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすものであり、絶対に許されない。昨年決定した「**性犯罪・性暴力対策の強化の方針**」に基づき、「生命（いのち）を大切にする」、「加害者・被害者・傍観者にさせない」ための「**生命（いのち）の安全教育**」を地域の実情に応じて段階的に教育の現場に取り入れられるよう取組を加速し、**全国に展開していく必要がある**。

また、女性に対する暴力が生まれる背景には女性の人権を軽視する傾向がある（2018,国連）と指摘があり、性被害・性暴力の背景にある性差別意識の解消を図る。

## 取組の必要性

◆「**経済財政運営と改革の基本方針2021**について」  
(R3.6.18閣議決定)

第2章、5(2)女性の活躍  
「…、**性犯罪・性暴力対策の強化**などの取組を推進する。  
…」

◆「**女性活躍・男女共同参画の重点方針2021**」(R3.6.16すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定)

Ⅲ 女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現

(1) 女性に対するあらゆる暴力の根絶

③生命（いのち）の安全教育の**令和5年度全国展開に向けた取組**

「生命（いのち）の安全教育」について、保護者への周知を含め、進める。このため、性被害の未然防止を目的とした**予防啓発教材を活用したモデル事業を令和3年度、令和4年度に実施し、教育機関における実証を通じた指導モデルを開発する**。

◆「**第5次男女共同参画基本計画**」(R2.12)

**第5分野・女性に対するあらゆる暴力の根絶**

生命の尊さを学び生命を大切にする教育、自分や相手、一人一人を尊重する教育をさらに推進するとともに、**性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、幼児期から子供の発達段階に配慮した教育の充実を図る**。

## I 学校等における生命（いのち）の安全教育の推進

### i) 指導モデルの開発

子供たちを性暴力の当事者にしないため、内閣府と共同で作成した「生命（いのち）の安全教育」の教材と指導の手引きを活用して、実践校において指導モデルを作成する。実践校や教育委員会等では、子供たちへの指導の充実や教職員の理解を深めるための研修や、外部講師や外部有識者等の地域と連携を図り取組を進め、指導モデルの普及・展開を図る。(幼・小・中・高・特支)

### ii) 指導事例の収集等

学校種や地域性などの特性を踏まえた多様な指導事例(指導案)や、全体計画モデル事例、教員研修のノウハウなど、全国のモデルとなる指導事例等についてとりまとめる。さらに、教員等の指導の充実を図るため、性暴力・性犯罪被害に関する現状と今後の取組の方向性などについて、教育委員会や学校に広く、周知・展開を図り、全国の学校等の教育の現場において「生命(いのち)の安全教育」に取り組むことができる環境を整備する。

### 「生命（いのち）の安全教育」の教材抜粋

The image shows three excerpts from the 'Life (Inochi) Safety Education' materials:

- 幼児向け教材例 (Elementary School Example):** A page titled 'みずぎでかかれるところは じぶんだけの だいじなところだからだよ' (Places you can change clothes are important because they are only yours). It features illustrations of a boy and a girl.
- 小学生向け教材例 (Elementary School Example):** A page titled 'SNSを使うときに気をつけること' (Things to be careful of when using SNS). It includes a flowchart and illustrations of children using a smartphone.
- 中学生向け教材例 (Middle School Example):** A page titled '性暴力の例(デートDV)' (Examples of Sexual Violence (Date Rape)). It lists types of violence: physical, psychological, sexual, and economic. It includes a diagram and text explaining that DV is not limited to physical acts but includes psychological and economic abuse.
- 高校生向け教材例 (High School Example):** A page titled '性暴力が起きないようにするためには' (How to prevent sexual violence). It emphasizes the importance of respecting oneself and others, and includes a diagram with 'STOP' signs.

## II 学校と地域で育む男女共同参画の促進

小・中学生を対象に、男女の尊重や自分を大事にすることの理解、固定的な性別役割分担意識解消の理解を深める教育プログラムを活用して、児童生徒に対して、性差に関する偏見や固定的な性別役割分担意識の解消を図るプログラムの実証を行う。